

【科研費応募支援ニュースレターNo.18】 発信日 240207 (水)
タイトル_データ保存・管理基盤

教育職員各位

URA 高木敦子

いつもお世話になり、感謝申し上げます。URAの高木敦子です。
前回の科研費応募支援ニュースレターNo.17におきまして、データマネジメントプラン(DMP)のお話を致しました。本年2月下旬に審査結果通知されます令和6(2024)年度科研費申請の採択課題の研究代表者にはDMPの提出が求められるようになる予定です。この中で、重要なデータ保存・管理を行う基盤に関連する情報について、今回、考えてみたいと思います。

本学では、「大阪産業大学における研究データの保存等に関する規程」(規程第8413号)があります。これは使用した研究資金によらず、論文発表後、10年間はその論文の元となったデータの保存と、5年間の研究試料(被検者検体等)の保存が定められています。規程にも定められていますように、研究データは研究者自身が保存・管理することになっています。研究者の異動あるいは退職の際には、各学部において保管するかまたは、各学部がデータの所在を把握する等の措置を講じることとなっています。

日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針によると、「研究データ」とは、科研費で行われる研究活動の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいいます。つまり、論文発表の元となったデータのみならず、論文発表の元となった研究データ以外のデータも含まれます(資料1)。その中で、「管理対象データ」は、研究者の所属する機関の基準等に基づき、管理・利活用の対象として、DMP等において研究者がその範囲を定めるものをいいます。

統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(資料2)では、「管理対象データ」の保存基盤は研究者個人とするのではなく、所属機関や公的保存基盤の使用を勧めています。その理由は、つぎの2点からです。1点目は、科研費によってなされた管理対象データ、特に非公開データの不正アクセス等による漏洩を防ぐため、十分なセキュリティ確保に留意する必要があるためです。2点目は、適切な管理対象データの管理と第三者による利活用において、関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要があり、これら諸法令等が遵守されている機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等を利用するなど適切な対応が求められているからです。

本学の総合図書館には機関リポジトリがあります。ここには現在、「博士論文」、「大阪産業大学論集」、「大阪産業大学人間環境論集」、「大阪産業大学経営論集」、「大阪産業大学経済論集」、「Annual Research Bulletin of Osaka Sangyo University」が格納されています。ここに各先生方の論文の元になったデータのみならず

ず、その他のデータも格納できるかどうかについては、関係部署にお訊ねしていこうと思います。

国立情報学研究所（NII）内に NII オープンサイエンス基盤研究センター（RCOS：Research Center for Open Science and Data Platform）が、世界的なオープンサイエンスの気運の中、そのインフラとなる学術基盤を開発・運営するため、2017年に設置されました。RCOS が開発・提供している研究データ管理基盤(GakuNinRDM)を使用させていただくということも選択肢のひとつです。これは現在のところ 1 研究者あたり 100 GB までは無料で研究データ保存に使用できます。大学をとおして、登録する必要があります。GakuNinRDM では第三者のデータ利活用も念頭に、使用しやすいシステム構築がすすんでいるようです（資料 3）。

2021 年から NII が提供している研究データ基盤 NII Research Data Cloud は、データ管理基盤である GakuNinRDM とデータ公開基盤である JAIRO とデータ検索基盤 CiNii からなっています。研究開始から研究データを保存していくために使用できるのが GakuNinRDM です。解析用計算機とも連携し、バージョン管理機能、ディスカッション機能、プロジェクトの階層化、研究活動履歴管理、メタデータ登録機能などもあります。さらに多くの機能を開発中とのことです。この仕組みの利用について、本学でも検討を進めたいと考えています。

また、それぞれの分野によって、データ保存と公開・第三者による利活用のしやすいデータ保存基盤を開発されている場合には、そちらを利用するという選択肢もあります。

大学の研究データ管理・公開ポリシーを本学も、まず、策定することが必要となると思います。そこには、第一に「研究データ」の定義が必要です。令和 6 年度科研費採択者に日本学術振興会がデータマネジメントプランの提出を求めているため、それに対応するべく、個々の教員ではなく機関における研究データ管理・公開のシステムづくりをする必要に迫られています。そのため、とりあえずの研究データの定義としては、『「研究データ」とは、科研費で行われる研究活動の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものとする』ことになると思います。

しかし、本来、大学での研究データは非常に重要なもので、その研究の財源によらず、大学として、そのデータを保存・管理そして更なる利活用の支援をしていく必要があると思います。実際、すでに策定されている他大学の研究データ管理・公開ポリシーでも、研究データとは、「本学の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。」（京都大学）（資料 4）となっています。その他の大学、同志社大学・東京工業大学・名古屋大学などでも同様です。

本学において生み出される大切な研究データを、さらなる利活用も見据えながら、適正に保存・管理していくシステムづくりにご協力をお願い申し上げます。

本学 web サイト【研究・社会連携】科学研究費助成事業】ページ内に、科研費の応募支援や研究支援に関する情報が掲載されています。

https://www.osaka-sandai.ac.jp/research/grantinaid_scientific_research.html
【ID: kenkyu パスワード : sanken3001】

これからも、科研費申請や研究に関し、情報共有のためメール発信させていただき、なにか少しでも先生方のお役に立てればと願っております。ご不明点、ご意見、ご希望などございましたら、メールで URA 高木敦子 (8atakagi@cnt.osaka-sandai.ac.jp) まで、お伝えください。
失礼いたします。

<資料>

資料1_独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針 令和5年10月23日

https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

資料2_統合イノベーション戦略推進会議

公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf

資料3 国立情報研究所 学術情報基盤オープンフォーラム2023年5月29日開催

講演資料と講演もYouTubeで視聴可能です。是非、ご覧ください。

https://www.nii.ac.jp/openforum/2023/day1_rcos-kanrikiban.html

資料4 京都大学研究データ管理・公開ポリシー

<https://www.kyoto->

[u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaresearchresearch_policydocumentspolicy_20200619.pdf](https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaresearchresearch_policydocumentspolicy_20200619.pdf)